

お知らせ

平成31年4月25日

改元に関するご案内

「元号を改める政令」が5月1日に施行されることに伴い、申請書等に記載していただく元号については以下のとおりとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

記

1. 5月1日以降に提出される各種書類は、「平成31年」の記載があっても有効ですが、できる限り「平成」標記部分を「令和」に訂正していただくか、「令和」に変更した書類を使用していただくようお願いします。
2. 「平成」標記部分を「令和」に訂正する場合は、「平成」に二重線を引いて「令和」と記入してください。この場合、訂正印は必要ありません。
3. 「平成」標記部分を「令和」に変更した各種様式を平成31年4月26日の午後(時刻未定)にセンターホームページに掲載しますのでご利用ください。

以上